

監 査 公 表

令和 5 年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 30 日

高知市監査委員 細 川 哲 也
高知市監査委員 金 子 努
高知市監査委員 長 尾 和 明
高知市監査委員 浜 口 佳寿子

令和 5 年度の定期監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項	措置状況
総務部契約課 3 特記事項 (1) 検査事務について 物品購入及び業務委託等における検査事務（以下「検査事務」という。）について、事務手続上の軽微な誤りとして「指導事項」とはしているものの、次のような事態が多数見受けられた。 ア 50万円を超えない業務委託等における検査履行確認において、請求書や納品書等の余白に検査検収日の記載や検査職員の署名又は押印がないもの イ 業務委託契約において、週休日に勤務していないにもかかわらず、検査調書の検査日及び業務完了届等の受理日が週休日となっているもの ウ 業務委託契約において、業務完了届等に仕様書で定める業務の実施内容が適切に記載されていないもの 検査事務は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15の規定及び契約課の定める「物品購入及び業務委託等検査事務取扱要領（平成24年 1 月 1 日制定）」に基づき、契約額にかかわらず確実に行わなければならないとされている。	総務部契約課 3 特記事項 (1) 検査事務について 令和 6 年度実施の庶務・会計実務研修資料において、検査事務に係る記載内容を一部追加・修正し、研修にて当該箇所の説明を行いました。 引き続き、適正な事務執行が図られるよう、研修等を通じ各課に対し周知徹底を行います。

指摘事項	措置状況
契約額50万円以上の検査事務は検査調書を作成して実施されているが、同50万円を超えない場合は、令和5年4月からの新財務会計システムの運用開始に伴い、契約相手方から提出された請求書や納品書等の余白に検査職員が日付の記載と署名又は押印を行う方法に変更されている。また、業務完了届等の受理日は受理した日、検査日は実際に検査した日であり、契約相手方から業務完了届等が提出された後、検査職員が契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。 物品購入及び業務委託等における検査事務については、関係法令、契約課通知、「日常業務のてびき」などに基づき、より適正な事務執行に努めるとともに、契約課においては、より適正な事務執行が図られるよう各課等に周知徹底等されたい。	
総務部文書法制課 3 特記事項 (2) 公印の審査及び照合について 公印の審査及び照合について、事務手続上の軽微な誤りとして「指導事項」とはしているものの、次のような事態が多数見受けられた。 ア 公印の申請者と公印の審査及び照合をする者が同一人となっているもの イ 公印使用簿に施行回数を全く記載していないもの ウ 例文決裁簿の公印審査欄に審査に係る押印がないもの エ 公印押印日に審査者が公印の押印申請に係る審査及び照合を行っていないもの 公印の審査及び照合については、公印規則第10条の規定により、公印を押印しようとする者は、公印の押印申請については、押印を必要とする文書及び決裁文書その他必要書類を管守者又は取扱責任者（管守者及び取扱責任者が不在の場合は、これらに準ずる者）に提示し、その審査及び照合を受けなければならないとさ	総務部文書法制課 3 特記事項 (2) 公印の審査及び照合について 公印の棚卸の時期に合わせて全庁的な通知（令和6年7月18日付け6文法第70号「公印の審査及び照合に関する適正な事務執行について（通知）」）を行いました。 併せてJOSSキャビネット（ルート/日常業務のてびき/マニュアル・通知集/通知集/文書法制課/公印の審査及び照合に関する適正な事務執行について）に当該通知を格納しております。令和7年度以降も、公印の棚卸（毎年7月頃）の時期に合わせて全庁的な周知を行うこととします。 また、研修などを通して適切な事務執行が図られるように周知を行います。

指摘事項	措置状況
れている。 公印の審査及び照合については、関係法令、文書法制課通知、「日常業務のてびき」などに基づき、より適正な事務執行に努めるとともに、文書法制課においては、より適正な事務執行が図られるよう、各課等に周知徹底等されたい。	
出納課 3 特記事項 (3) 支払遅延について 印刷製本費の支出について、支払遅延となっていた事態が見受けられた。 本件は、財務会計システム上の支出命令に当たり、内容の不備により出納課から同システム上で二度の差戻しがあったところ、二度目の差戻しに気付かず、契約相手方から連絡を受けるまで未処理のままとなり、支払期限から17日支払遅延となったものである。 支払時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条の規定により準用する同法第6条の規定によれば、工事代金を除く給付の対価の支払は30日以内の日（約定期間）としなければならない、支払遅延となり契約相手方から債権を放棄する意思表示がない限りは、同法第8条の規定により計算した遅延利息の額（100円未満切捨て）を支払うこととなる。 本件は、契約金額が少額であったこと、また、契約相手方からの連絡を契機に支払が未処理であることに比較的早期に気付いたため、結果として遅延利息を支払う必要はなかったものの、公金の事故につながる事態も懸念されるものである。 支払遅延については、支出事務における進捗状況の確認を徹底するなど、より適正な事務執行に努めるとともに、出納課においては、より適正な事務執行が図られるよう、各課等に周知徹底等されたい。	出納課 3 特記事項 (3) 支払遅延について 差戻し後の処理確認について、出納課でも財務会計システムの審査差戻画面で定期的に状況確認を行っております。 また、各課への周知については、毎月掲示板で通知しております「歳入歳出予算等執行統計の確認について」や、令和6年8月8日に実施した庶務・会計実務研修、令和6年10月17日に実施した実務遂行能力発展講座において適正な事務処理を行うよう周知徹底を図りました。 引き続き、研修等において適正な事務処理の周知徹底に努めます。
総務部政策企画課 1 支払が遅延しているもの	総務部政策企画課 1 支払が遅延しているもの

指摘事項	措置状況
令和５年度市民意識調査用封筒に係る印刷製本費の支出について、支払遅延となっていた事態が見受けられた。 本件は、印刷製本費の財務会計システム上の支出命令に当たり、内容の不備により出納課から同システム上で二度の差戻しがあったところ、二度目の差戻しに気付かず、契約相手方から連絡を受けるまで未処理のままとなり、支払期限から17日支払遅延となったものである。 支払時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条の規定により準用する同法第6条の規定によれば、工事代金を除く給付の対価の支払は30日以内の日（約定期間）としなければならない、支払遅延となり契約相手方から債権を放棄する意思表示がない限りは、同法第8条の規定により計算した遅延利息の額（100円未満切捨て）を支払うこととなる。 結果として遅延利息は発生しなかったものの、支払については、同法に基づき適正に行われたい。	指摘対象となっている支払遅延が生じた際、再発防止に向けた対応策を職員全員にメールで周知の上、当該対応策を継続実施するとともに、毎月の執行統計資料において出納課が示しているマニュアルを確認しながら、再発防止に取り組んでいます。 また、上記のメールの内容を別紙のとおり課内ルールとして整理し、改めて共有することにより、更なる再発防止の徹底に取り組んでいます。
総務部文化振興課 1 現金の出納に関する帳簿等の記載を適正にしていないもの 現金出納簿・調定兼徴収簿、領収証書及び払込書について、記載を適正にしていない事態が多数見受けられた。 会計規則第133条において帳簿等記載の原則が定められており、帳簿等の記載については同条各号によらなければならないとされている。 また、現金の出納において証拠書類及び帳簿との照合を行うことは会計事務の基本であることから、現金の出納に関する帳簿の記載等については、同規則や「日常業務のてびき」などに基づき適正に行われたい。 (1) 現金出納簿・調定兼徴収簿の累計の残欄に「0」を記載していないもの (2) 現金出納簿・調定兼徴収簿の摘要欄に件数を記載していないもの (3) 現金出納簿・調定兼徴収簿の摘要欄の氏名を	総務部文化振興課 1 現金の出納に関する帳簿等の記載を適正にしていないもの 指摘のあったものを含め、現金の出納に関するすべての帳簿等に適正な記載がなされているか再度確認し、不適切な箇所については追記・修正をいたしました。 また、各帳簿に「日常業務のてびき」の現金出納に関する部分の写しを添付し、帳簿等への記載について必要事項を適正に記載し、決裁時においても確認抜けがないように課内で周知徹底いたしました。

指摘事項	措置状況
誤記しているもの (4) 領収証書（控）に押印した領収印の日付が誤っているもの (5) 払込書の摘要欄に必要事項を記載していないもの（調定番号）（納入者名）（件数）	
総務部文化振興課 2 契約の競争性を確保すべきもの 市民等要望処理表により意思決定した契約について、契約の競争性を確保することなく特命随意契約により契約を締結している事態が見受けられた。 市民等要望処理表による事務処理方法等について定めている「高知市事務事業執行管理取扱方針」によれば、市民の生命、財産等に多大な危険や影響を及ぼす恐れのある「緊急を要する場合」を除き、見積書の依頼・徴収については2者以上とするとされている。 本件市民等要望処理表についてみると、文化プラザのリニューアルに伴い発生した一般廃棄物の収集運搬処分業務について、「7月のホール開館に間に合うよう早急に対応する」として令和5年5月20日に特定の1者への見積徴収及び発注の意思決定を行い、同月26日に契約しているが、本件は同取扱方針で示す「緊急を要する場合」には該当せず、ホールの開館までに1か月以上の期間があったことから、複数の者から見積書を徴する期間は十分にあったと認められる。 市民等要望処理表により意思決定する契約については、特定の者と安易に特命随意契約により契約を締結することなく、他者の実施可能性を十分検証するなどして、競争性を確保されたい。	総務部文化振興課 2 契約の競争性を確保すべきもの 市民等要望処理表に基づき処理をする業務について、事務事業執行管理取扱方針に基づき、安易に特命随意契約とすることなく、契約の競争性確保のため、原則2者以上から見積書を徴収するよう徹底いたしました。
総務部文化振興課 3 施設の使用許可に係る事務手続が適正に行われていないもの 三里文化会館の使用許可に係る事務手続について、適正に行われていない事態が多数見受けられた。 本件使用許可に係る受付事務は、委託先において行われているものであるが、使用許可申請書に	総務部文化振興課 3 施設の使用許可に係る事務手続が適正に行われていないもの 使用許可申請書の記載事項について、委託先に対し、記載抜かりがないよう確認することを文書で指導いたしました。当課においても、受付事務をした使用許可申請書の内容確認を徹底するよう周知徹底いたしました。

指摘事項	措置状況
ついて、必要事項（使用目的、使用人数、会費又は入場料、ホールの使用箇所、附属設備の使用の有無、使用料合計額）の一部を記載していないものや、減免理由の根拠規定が誤っているものが多数見受けられ、所管課から委託先に適正な記載を求める指導がなされていないものと認められる。 施設の使用許可に係る事務手続については、使用許可に係る可否、使用料、減免率などについて適正な判断を行うためにも、使用許可申請書の記載が遺漏なく行われるよう委託先に指導を行われない。	
総務部人事課 1 事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するもの 契約事務の執行に当たり、事務手続上の誤りが常態化しており改善を要する事態が見受けられた。 本件は、前回（令和3年度）の定期監査において、「予定価格の積算根拠を明確にしていないもの」が見受けられたため、指導事項としていたにもかかわらず、今回も同様の事態が見受けられており、改善されていないものである。 事務手続上の誤りが常態化しているものについては、速やかに改善されたい。	総務部人事課 1 事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するもの この度の指摘を受けて、再発防止のために次年度事務を遂行する際に参考にする引継ぎ内容を含む前年度の関連文書及びマニュアルを紙・電子それぞれの媒体で残し、適宜、修正や必要なメモを加えていくことでその事務を遂行する上での留意点を容易に認識できるよう対処しました。 また、この度の指摘を受けました根本的な原因としては、事務担当者に適正な契約事務の知識が不足していたことがありますので、今後はこの度の指摘に係る事務に限らず、各種契約事務に当たる際には、関係する規程・マニュアル等の事前確認を徹底してまいります。
市民協働部スポーツ振興課 1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの 学校体育施設照明施設使用料の減免の決定について、専決権者である課長の決裁を受けずに事務を執行している事態が見受けられた。 決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。 決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。	市民協働部スポーツ振興課 1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの 当該減免に係る事務執行については、課長の決裁をもって意思決定し、減額及び免除の対応をするように改めました。 減免の意思決定に係る決裁欄を設け、減免の決定を行っています。

指摘事項	措置状況
市民協働部スポーツ振興課 2 現金の出納を適正にしていないもの 学校体育施設照明施設使用料について、現金の出納を適正にしていない事態が見受けられた。 現地調査において保管現金を確認したところ、学校照明施設利用券用の釣銭資金が会計管理者釣銭現金管理簿の額より100円過大となっていたものである。 現金の出納において証拠書類等との照合を行うことは会計事務の基本であることから、現金の出納については、適正に行われたい。	市民協働部スポーツ振興課 2 現金の出納を適正にしていないもの 令和5年9月15日の現地調査で指摘を受けて直ちに確認したところ、前日に釣銭を100円少なく渡していたことが判明したため、現地調査当日中に対象者に返金しました。 また、再発防止策として、日計で金種別管理簿を作成し、終業後に職員2名で確認し、適正管理しております。
市民協働部スポーツ振興課 3 公共的団体に関する事務を適正にしていないもの 市に事務局を置く「高知市体育会」と「高知市スポーツ少年団」について、「高知市体育会」が行う補助金支出事務と「高知市スポーツ少年団」が行う補助金請求事務を同一の担当者が行っている事態が見受けられた。 「高知市が関与する公共的団体等に属する資金の取扱事務の再点検の結果及び今後の取扱指針」によれば、公共的団体が行う出納事務等については、実務上の双方代理や事務の渾然一体化を回避する観点から、同一人による複数団体の事務局併任について、事務分担の見直しを行うこととされている。 両団体については、同一人が事務を行わないよう速やかに措置するなど、公共的団体に関する事務を適正に行われたい。	市民協働部スポーツ振興課 3 公共的団体に関する事務を適正にしていないもの 実務上の双方代理及び事務の渾然一体化を回避するため、事務分担において、同一人物が複数の団体の事務局を担うことがないように体制を見直しました。 令和6年度現在、事務局をそれぞれ別の職員が担当しており、補助金の事務を担当する高知市側の職員についても、別の職員を配置しております。
健康福祉部健康福祉総務課 1 予算執行決定書兼支出負担行為書の作成を適正にしていないもの 令和4年度価格高騰緊急支援給付金の支出に当たり、予算執行決定書兼支出負担行為書に誤った支払先内訳書を添付している事態が見受けられた。 地方自治法第232条の3によれば、支出負担行為とは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為として定められているもの	健康福祉部健康福祉総務課 1 予算執行決定書兼支出負担行為書の作成を適正にしていないもの 給付金給付事業については、国の経済対策に基づき、令和5年度以降も給付単価や支給要件等が変更されながら継続して実施しております。 財務処理については令和5年度から決裁が電子化され、予算執行決定書兼支出負担行為書の決裁においては、システム上に支給額の内訳書

指摘事項	措置状況
であり、予算執行決定書兼支出負担行為書は、予算の執行決定を行うと同時に支出負担行為に関する確認を行うための重要な書類であることから、正確に作成しなければならない。 予算執行決定書兼支出負担行為書の作成については、適正に行われたい。	を添付し、支給決定決裁を関連文書として登録する運用となっております。 指摘を受け、予算執行決定書兼支出負担行為書の作成時及び決裁時の確認の際には、必要な支給額の内訳書となっているか、支給決定の決裁文書が登録されているか、また、それらを照らし合わせ、添付されている資料に基づく予算の執行決定及び支出負担行為に関するものとなっているかを確認することとしております。
健康福祉部介護保険課 1 事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するもの 現金出納事務の執行に当たり、事務手続上の誤りが常態化しており改善を要する事態が見受けられた。 本件は、前回（令和3年度）の定期監査において、「現金出納簿等の摘要欄に件数を適切に記載していないもの」が見受けられたため、指導事項としていたにもかかわらず、今回も同様の事態が見受けられており、改善されていないものである。 事務手続上の誤りが常態化しているものについては、速やかに改善されたい。	健康福祉部介護保険課 1 事務手続上の誤りが常態化しており改善を要するもの 指摘を受けて、臨戸徴収を行った際の現金出納簿の摘要欄については、納入義務者に渡した領収証書の枚数を件数として記載するように改め、課内周知を行いました。 今後は、「日常業務のてびき」や会計実務研修資料等を十分に確認し、適正な事務執行を行います。
健康福祉部地域保健課 1 給与等に係る源泉徴収税額の算定を適正にしていないもの 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、算定を適正にしていない事態が見受けられた。 源泉徴収税額の算定については、所得税法等に基づき適正に行われたい。 (1) 講師謝金に係る源泉徴収税額について、税率を10.21%として算定すべきところを、誤って10%で算定しているもの (2) 委員報酬に係る源泉徴収税額について、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）を用いるべきところを、誤って源泉徴収税率を用いて算定しているもの なお、不足となっていた源泉徴収税額について	健康福祉部地域保健課 1 給与等に係る源泉徴収税額の算定を適正にしていないもの 講師謝金、委員報酬等については、依頼先や講師等の職種、依頼業務内容により適正な源泉徴収税額が変動するため、まず研修等実施担当者と支払担当者2名以上で、国税庁の「給与所得の源泉徴収税額表」日額表、月額表、「タックスアンサー」等資料により課税対象かどうか、課税対象である場合は適正な源泉徴収税率を確認することとします。 その上で、研修等実施担当者が、実施決裁時に添付する講師等への依頼文書（案）に報酬額及び源泉徴収税額を明記し、さらに、支払担当者が研修等の実施内容、依頼文書、振込先等の再確認を行った上で支払処理を行うことによ

指摘事項	措置状況
は、7月に納付を受けている。	り、再発防止を徹底します。
健康福祉部健康増進課 1 公印使用に係る審査及び照合を要する事務の執行を適正にしていないもの 例文決裁簿について、公印使用に係る審査欄に押印することなく事務を執行している事態が多数見受けられた。 本件は、現地調査においてNHK受信料免除申請書他2件に係る例文決裁簿を確認したところ、現地調査日までの約1か月の期間にわたり公印審査欄に押印がなかったものである。 公印規則第10条第1項及び第2項によれば、公印を押印しようとする者は、管守者又は取扱責任者、そのどちらも不在の場合はこれらに準ずる者に押印を必要とする文書等を提示した上で、審査及び照合を受けなければならないとされており、審査欄の確認印についてはその都度押印すべきである。 公印の使用は、当該文書を真正なものと認証することを目的とするものであり、公印使用に係る審査及び照合の手続は、不適正な事務処理を未然に防止するものであることから、公印使用に係る手続を軽視した事務が常態化している事態は、適正とは認められない。 公印使用に係る審査及び照合を要する事務については、同規則に基づき適正に行われたい。	健康福祉部健康増進課 1 公印使用に係る審査及び照合を要する事務の執行を適正にしていないもの 今後は、課内で公印使用に関して適正な事務処理ができるように、押印処理手順を改めて書面で周知し徹底を図りました。具体的には、決裁時の手続と同様に、公印欄についても、案件ごとに審査及び照合に係る押印を行うように改めました。
健康福祉部障がい福祉課 1 決裁並びに公印使用に係る審査及び照合を要する事務の執行を適正にしていないもの 例文決裁簿について、専決権者である課長の決裁を受けず、また、公印使用に係る審査及び照合を受けることなく事務を執行している事態が多数見受けられた。 本件は、現地調査において、NHK受信料半額免除に係る例文決裁簿及び全額免除に係る例文決裁簿の所属長の決裁欄及び公印審査欄に、現地調査日までの約1か月の期間にわたり押印がなかったことから確認したところ、後日まとめて決裁等を行っているとのことであった。	健康福祉部障がい福祉課 1 決裁並びに公印使用に係る審査及び照合を要する事務の執行を適正にしていないもの 今後は、適時・適正に所属長の決裁を受け、公印の使用に係る審査を行うよう改善します。決裁時に所属長が不在の場合は代決し、公印使用時に公印管守者又は公印取扱責任者が不在の場合は、これらに準ずる者が審査、照合を行うこととします。

指摘事項	措置状況
決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならない、また、公印規則第10条第1項及び第2項によれば、公印を押印しようとする者は、管守者又は取扱責任者、そのどちらも不在の場合はこれらに準ずる者に押印を必要とする文書等を提示した上で、審査及び照合を受けなければならないとされている。 決裁は、職務権限を持つ決裁権者が、起案文書に記載された事案について、市の意思を決定する重要な行為であり、また、公印の使用は、当該文書を真正なものと認証することを目的とするものであり、公印使用に係る審査及び照合の手続は、不適正な事務処理を未然に防止するものであることから、それぞれの手続を軽視した事務が常態化している事態は、適正とは認められない。 決裁並びに公印使用に係る審査及び照合を要する事務については、職務権限等に基づき適正に行われたい。	
健康福祉部障がい福祉課 2 補助金の概算払の必要性がないと認められるもの 送迎車両安全装置導入事業費補助金の概算払の決定に当たり、概算払請求書等の確認・検討が十分ではなく、概算払の必要性がないと認められる事態が見受けられた。 本件補助金は、子どもの安全を守るための万全の対策を講じることなどを目的として、障害児通所支援事業所等に対し、送迎車両への安全装置及び取付費用に係る経費を全額国庫補助金により補助するものであり、令和5年6月30日付けで補助対象事業者から資金運営上等の理由により、経費内訳1台当たり164,780円、計4台分659,120円とする概算払請求書が提出され、同年7月26日に全額を交付している。 しかしながら、概算払請求書には、対象車両4台のうち2台は所有しているものの、残りの2台は今後購入予定であり、納車時期は未定であると	健康福祉部障がい福祉課 2 補助金の概算払の必要性がないと認められるもの 安全装置及び取付費用に係る経費に対する補助事業は令和5年度で終了しましたが、今後は、物品の購入により補助対象事業を実施する場合は、完了払を原則とすることを徹底し、概算払請求書が提出された場合は、概算払を必要とする理由のほか、年度内に事業が完了しなかった場合や低額実施等が判明した場合等の交付決定の一部取消や概算払済みの補助金の返還請求を行う事態とならないか、より精査することとし、慎重に検討した上で交付するようにします。

指摘事項	措置状況
記載されていた。その後、未納車両2台のうち1台は8月に納車され、安全装置の取付けが完了しているが、残りの1台は令和6年1月末現在においても納車されておらず、安全装置も取り付けられていない状況となっている。 補助金は、補助目的及び補助対象経費に限定して交付されるもので、完了払による交付が原則であり、仮に全ての安全装置の取付けが年度内に完了しなかった場合や低額実施等が判明した場合には、交付決定の一部取消及び概算払済みの補助金の返還請求を行う事態となるおそれがある。また、本事業は国庫補助事業であり、前年度からの繰越事業となっていることから、事業が未実施となった場合には再度翌年度への繰越手続はできず、国庫補助金相当額の返還を求められることにもなりかねない。 これらのことから、本件は、概算払の決定に当たり、概算払請求書等の確認・検討が十分ではなく、概算払の必要性がないと認められるものである。 なお、所管課に確認したところ、令和6年1月末現在において納車及び安全装置の取付けが完了していなかった残りの1台について、令和6年2月26日に補助対象事業者から取付完了したとの報告を得たとのことであった。 補助金の概算払の必要性については、より慎重に検討し、交付されたい。	
健康福祉部声と点字の図書館 1 現金の出納事務を適正にしていないもの 声と点字の図書館雑入について、現金の出納事務を適正にしていない事態が見受けられた。 本件雑入は、資料作成サービスに要するCD-Rや点字用紙等の実費分を利用者から徴しているものであるが、領収証書関係綴については出納員である副館長1名分のみ交付を受けており、同綴の未記入の領収証書等にあらかじめ副館長の印を押した上で副館長を含む7名の出納員が交代で使用していたものである。 地方自治法第171条第3項によれば、出納員は、	健康福祉部声と点字の図書館 1 現金の出納事務を適正にしていないもの 指摘を受けて令和5年11月から、出納員ごとの領収証書関係綴等を整備し、現金収受の都度、自己の領収証書へ押印するように改めました。

指摘事項	措置状況
会計管理者の命を受けて現金の出納の事務を司る者であることから、自己の名と責任において現金の出納を処理する必要がある、自己の領収証書関係綴を持ち、自己の現金出納簿に記載し、それらを他人のものと混同することはできないとされている。 また、このような事態は、出納事務をした者を事後に確認できなくなるだけでなく、未記入の領収証書が悪用されるおそれもある。 現金の出納事務については、同法等に基づき、適正に行われたい。	
環境部環境保全課 1 調定等に関する事務手続を遺漏しているもの 行政財産の目的外使用料の収入について、調定等に関する事務手続を遺漏している事態が見受けられた。 本件目的外使用許可書についてみると、市有墓地3か所の敷地内への電柱及び支線の設置について、令和3年4月1日付けで令和3年4月から令和6年3月までの3年間の使用を許可しており、年度ごとの使用料（4,000円）については、毎年度、5月末日を納期限としている。 しかしながら、令和5年度分の使用料について、年度当初に行うべき財務会計システムでの調定決議処理及び納入の通知を遺漏していたものである。 このような事態が生じていることは、収納すべき歳入が年度内に収納されないおそれがある。 行政財産の目的外使用料の収入については、調定等に関する事務手続を遺漏なく行われたい。	環境部環境保全課 1 調定等に関する事務手続を遺漏しているもの 本件目的外使用許可に係る使用料については、相手方に事情を説明して納付書を送付し、令和5年度中に収納を行いました。 今後の対応策として、目的外使用許可証や前年度収入実績との突合等を行うこととし、抜かりがないように事務手続を行うように改めました。 今後も、前述の事務手続を徹底し、適正に引継ぎを行ってまいります。
消防局総務課，総合指令課，警防課，救急課，予防課，中央消防署，北消防署，東消防署，南消防署 1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの 警防課長の出張に係る旅行命令について、決裁区分の適用を誤ったため、消防局担当次長専決事項であるものを消防局総務課長決裁としている事態が見受けられた。 決裁を要する事務については、職務を執行する	消防局総務課，総合指令課，警防課，救急課，予防課，中央消防署，北消防署，東消防署，南消防署 1 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの 消防局内で実施しております総務事務担当者会（年1回）で、旅行命令に限らず決裁区分を職権限規程の別表及び消防局職務権限規程に基づき実施するよう周知しておりましたが、

指摘事項	措置状況
に当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。 決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。	近年の総務事務担当者会の内容は、新規の内容や質疑に対する回答としているため、決裁区分について各所属の庶務担当者に再周知しました。今後は適切に事務を執行いたします。
消防局総務課，総合指令課，警防課，救急課，予防課，中央消防署，北消防署，東消防署，南消防署 2 収納金の出納事務を適正にしていないもの 現金で収納する中央消防署予備車庫棟会議室空調料金について、出納事務を適正に行っていない事態が見受けられた。 地方自治法第171条第3項の規定によれば、出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納の事務をつかさどるものとされていることから、自己の領収証書関係綴を持ち、自己の現金出納簿に記載し、それらを他人のものと混同することはできず、自己の名と責任において処理する必要がある。 また、歳入の調定は、会計規則第26条第1項によれば、収支命令者は市税及び税外諸収入金の収納手続をするときは、徴収原簿又は調定兼徴収簿等について所属年度、会計別、歳入科目、金額及び納入義務者等に誤りがないかを調査し、誤りがないものについては、会計管理者に調定の通知をしなければならないとされている。 収納金の出納事務については、同法等に基づき適正に行われたい。 (1) 現金出納簿を出納員ごとに作成していないもの (2) 払込書を出納員名で作成していないもの (3) 調定兼徴収簿を作成していないもの (4) 不要な調定決議処理を行っているもの	消防局総務課，総合指令課，警防課，救急課，予防課，中央消防署，北消防署，東消防署，南消防署 2 収納金の出納事務を適正にしていないもの 令和5年度定期監査における中央消防署予備車庫棟会議室空調料金の出納事務に係る指摘を令和5年11月に受け、直後の令和5年12月から次のとおり出納事務を改めました。 (1) 出納員ごとに現金出納簿調定兼徴収簿を備えました。 (2) 払込書は出納員名で作成することとしました。 (3) 現金出納簿調定兼徴収簿を備えました。 (4) 正規の調定決議処理である事後調定登録を、出納課で実施いただいております。 今後は、作業の根拠となる地方自治法、会計規則及び出納課作成資料等を十分理解するとともに、業務の引継ぎを確実にを行い、適正に事務を執行いたします。